

公債費負担適正化計画

由利本荘市

公債費負担適正化計画について

本市は、平成 18 年度決算の結果、実質公債費比率が 18.3 % となり、地方債の発行に県の許可を要する早期是正措置対象団体となったところである。

これに伴い、「公債費負担適正化計画」は、公債費負担の適正管理のため、今後の地方債発行に係る方針、計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策、これに基づく実質公債費比率の見通し等について定めるものである。本市では新市総合発展計画に基づきまちづくりを推進していることから、計画期間を 10 年間と設定し、計画期間内に実質公債費比率が 18 % 以下になるよう策定するものである。

1. 現状と課題

(1) 計画策定に至るまでの経緯

本市は、平成 17 年 3 月 22 日に旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧大内町、旧東由利町、旧西目町、旧鳥海町の 1 市 7 町が合併し由利本荘市としてスタートし、これまで新市の一体的な発展を目指して総合発展計画に基づきまちづくりを推進し、ケーブルテレビ施設整備事業、地域イントラネット事業、本荘中央地区土地区画整理事業、下水道整備事業等の大規模事業を展開してきたところである。また、合併前には旧自治体がそれぞれ都市基盤の充実に向けて学校建設事業、加入者系光ファイバ・網整備事業、農業集落排水施設整備事業等を実施してきたところである。

自主財源の少ない本市としては、財源のほとんどを国県補助金及び地方債に依存してきたところであり、その結果、平成 18 年度末の起債残高は 764 億 3 千 6 百万円と標準財政規模の 2.8 倍にも達し、財政構造が硬直化する状況に至ったところである。

(2) 高比率の要因

平成 19 年度に本市の実質公債費比率が前年度の 15.9 % から 18.3 % と上昇した要因は、今年度から算定方法の変更により、新たに、普通会計で償還している公有林等の公営企業債償還分を算入。債務負担行為については 5 年以上から複数年のものに変更となり、元金補給分も算入。一時借入金の利子の算入。下水道特別会計において分流式下水道について繰出基準が変更となり、基準内繰出が大幅に増加。以上の 4 点が挙げられる。

また、算定方式の変更がなかった場合でも、実質公債費比率は 16.7 % と高率であった。

分母に関する要因 [標準財政規模、交付税算入される公債費・準公債費の動向、その内訳]

標準財政規模については、全体として減少傾向にある。(交付税・臨時財政対策債ともに減少傾向、交付税算入される公債費については臨時財政対策債・合併特例債などにより増加傾向、事業費補正については地域総合整備事業債・資本費平準化債などにより減少傾向にある。)

分子に関する要因 [元利償還金、繰上償還金、準元利償還金の動向、その内訳]

公債費の償還は増加傾向にあり、家賃収入補助金の一般財源化等により充当一般財源も

増加している。債務負担行為については公社からの用地買い戻しがあり、公営企業繰出金は下水道事業への繰出が増加している。

(3) 課題

実質公債費比率が高比率となった要因は、個別に見ると、

1) 公債費充当一般財源の増嵩

普通会計における過去5年の主な起債事業は、市町村合併前の平成14年度から16年度においては、旧団体で、道路改良事業(過疎債他起債額 2,135.4百万円)のほか、本荘東中学校建設事業(義務教育施設債 1,385.7百万円)、由利小学校改築事業(義務教育施設債他 542.6百万円)、加入者系光ファイバ網整備事業(過疎債 682.9百万円)、東由利町庁舎改築事業(一般単独債 279.9百万円)、本荘市斎場改築事業(一般単独債 274.3百万円)、西目町カントリーパーク整備事業(一般公共債他 220百万円)が主なものである。

合併後の平成17年度から18年度においては、道路改良事業(過疎債他 2,881.6百万円)のほか、ケーブルテレビ施設整備事業(合併特例債 2,995.1百万円)、合併市町振興基金造成(合併特例債他 2,000百万円)、水林総合運動公園整備事業(合併特例債 584.2百万円)、本荘南中学校改築事業(合併特例債 424.1百万円)、地域イントラネット整備事業(合併特例債 281百万円)が主な起債充当事業である。

普通会計の起債残高(補足資料)は、年々増大しており、交付税算入率の高い合併特例債・過疎債を活用しているとはいえ、公債費一般充当財源の増嵩が実質公債費比率を押し上げる要因となっており、起債の発行を抑制することが必要となってくる。

2) 公債費に準ずる債務負担行為の増嵩

平成18年度単年度実質公債費比率 20.5%のうち 3.0%の比率を占めているため、今後新たな債務負担行為を制限し、後年度の負担軽減を図らなければならない。(補足資料参照)

3) 公営企業の準元利償還金に対する繰出金の増嵩

平成18年度単年度実質公債費比率のうち 3.6%の比率を占めている。補足資料に公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金の推移を表している。下水道事業特別会計・集落排水事業特別会計で9割近くを占めている。これまでは、整備を優先し、多額の地方債を発行して事業を行ってきたことが、公債費・繰出金の増嵩につながっている。今後は連結という考えを意識し、整備優先ではなく、繰出金の抑制を考慮に入れた事業計画の見直し、事業費の抑制を行う必要がある。実質公債費比率を下げるためには、事業の抑制が必要となる。

また、本市の下水道(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・簡易排水処理施設・小規模集合排水処理施設)整備状況は、普及率 65.6%・加入率 71.5%であるが、料金体系は合併後5年後を目途に統一するという合併摺り合わせ事項に基づき、現在、旧団体毎にまちまちな体系となっているため、一般会計に負担をかけないように経営を安定させるために早期に統一しなければならない。下水道事業については、現在、下水道使用料にて当該維持管理費をまかなっている状況であるが、資本費に対

してまで充当できる使用料体系とはなっていない。このため、高資本費対策の使用料単価も考慮しながら、使用料の改定を検討している。

4) 財政運営の中期見通し

本市の普通会計における経常収支比率は平成 16 年度が 94.8 %、17 年度が 95.6 %、18 年度が 97.1 %となっており、歳入における普通交付税・臨時財政対策債の大幅な減少による経常一般財源の減に加え、扶助費及び公債費の増嵩により、類似団体平均値を大幅に上回っており、非常に硬直した財政構造となっている。これまで、一般財源の不足分を財政調整基金の取り崩しにより財源の調整を図ってきたところであるが、19 年度末の基金残高見込は 7 億円程度となり、今後は基金からの繰入が見込めない厳しい財政状況である。このため、一般財源の確保が大きな課題となる。経常経費に占める割合の高い公債費の圧縮が求められ、起債の抑制が必須条件となる。そのため今後の起債発行に関しては慎重に事業を厳選していかなければならない。

また、徹底した事務・事業の見直しによる歳出の抑制により重点的・効率的な配分に努めなければならない。自主財源の確保については、特に税源移譲された住民税の一層の徴収率の向上を図るため収納対策プランを実施していく。また、広告料収入など新たな財源確保に努める。

2. 実質公債費比率の将来推計

今後、既に着手済みである本荘市街地地区整備事業・由利橋架替事業・CATV 施設整備事業・学校建設事業・中央地区土地画整理事業など総合発展事業に登載された大規模事業が予定されており、財政状況の一層の悪化が懸念される。実質公債費比率については、現行の交付税制度及び現下の起債事情のもとで、臨時財政対策債・合併特例債など交付税算入される公債費が増加していくことから標準財政規模も増加していくものと予測されるが、公債費充当一般財源、準元利償還金に算入される公営企業会計への繰出も増加していくものと予測され、実質公債費比率は 20 % 前半を推移していくものと推計される。

今後予定される大規模事業については補足資料 を参照。

総合発展計画に基づき全事業に起債する場合の実質公債費比率の将来推計

別紙《推計 1》が、総合発展計画に登載された事業を全て実施する場合の実質公債費比率の将来推計を表している。

既往債に基づく実質公債費比率の将来推計

別紙《推計 2》参考様式 1 は、既往債に平成 19 年度借入に係る償還額を加算した場合の実質公債費比率の将来推計を表している。

3. 目標・計画期間

《推計 2》により平成 20 年度以降の起債を新規発行しないと仮定した場合、平成 26 年度に実質公債費比率は 18 %を下回る見込みであるが、本市は平成 17 年 3 月 22 日に合併し、新市の一体性の確立、均衡ある発展を成し遂げるために必要な事業については、計画

の見直しを図りながらも、実施の方策を見い出してしていかなければならない。

しかしながら、現在、本市は、地方交付税をはじめとする一般財源が減少する中、起債残高の増嵩、積立金残高の減少と極めて厳しい状況にある。財政調整基金は平成 19 年度末で 7 億円程度まで減少する見込みであり、今後これ以上の取り崩しを見込めないことから、財政の健全化のためには、公債費の圧縮が求められ、適切な公債費管理のもと実質公債費比率の低減に努めていかなければならない。このため、計画期間を 10 年と定め、事業の優先度を再検討し、事業の休止・凍結も視野に入れ、期間中の起債発行額を抑制し、平成 28 年度に 18 % を下回るよう目標を設定する。また、公営企業会計の準元利償還金に対する繰入金の実質公債費比率を押し上げる要因の一つとなっており、計画的な収益的収支の改善に努めていきたい。

4. 今後の地方債発行等に係る方針

平成 20 年度以降の総合発展計画の起債発行予定額を、26 年度までの計画期間内で約 60 % に抑制する。また、各年度の起債発行額を当該年度の元金償還額を上限とする。普通会計における平成 20 年度から 26 年度までの総合発展計画に登載された起債発行予定額総額 45,175 百万円を 26,616 百万円に圧縮する。

・新市総合発展計画に登載された事業について費用対効果や緊急度などを再精査し、起債予定事業の再検討（事業の在り方、着工年度、総事業費、起債所要額など）のうえ、慎重に実施事業の厳選を図り、起債発行に当たっては合併特例債など交付税算入率の高い有利な地方債を主体とする。

〔 具体的には、平成 20 年度予算に関しては新年度予算編成の中で抑制し、平成 21 ~ 26 年度については後期総合発展計画として総合発展計画そのものを平成 20 年度に見直しすることとする。〕

・補償金なしの繰上償還、低利への借換の実施を検討するが、通常の繰上償還については、一般財源が不足し、財政調整基金・減債基金ともに枯渇しかねない現状を勘案すると現実的な手段でないため、計画に計上しない。また、補償金なしの繰上償還・借換実施した場合の効果分は留保要素として本計画には反映させない。

・公営企業会計については、加入率の促進、使用料の改定、事業の抑制が必要と思われるが、各「公営企業健全化計画」との調整を図り、公営企業公債費について、一般会計からの繰入金の増加をまねかぬよう努める。

・一部事務組合に対する準公債費負担については、今年度に社会福祉施設「広洋苑」が完成したばかりであり、今後新たな事業計画はないことから、現在予定されている負担金以外は生じないものと想定している。

今後の地方債発行等に係る方針 に基づく実質公債費比率の将来推計

別紙《推計 3》が、上記方針に基づき、総合発展計画で予定される起債発行額を抑制した場合の実質公債費比率の将来推計である。当該推計を本計画における将来推計として採用する。

5．目標達成までの管理手法

(1) 普通会計

事業の厳選を図り計画的な起債発行に努め公債費の圧縮を図るほか、財政健全化に向けて、歳入確保のため「未収金対策強化」や「使用料・手数料の見直し」、「未利用地の売却」を実施し、歳入確保に努めていく。歳出削減のため、集中改革プランに基づき、「事務事業の再編・整理・統廃合」や「補助金の見直し」等を実施し、経常的経費の削減を図る。(集中改革プランの主なもの：人件費は定員管理の適正化に向け、退職職員の3分の1補充を基本とする。補助金については、公益性・必要性・効果などの観点から見直し、整理合理化を図る。)

債務負担行為については、ガスプラント事業に伴う利子補給など一部例外を除き、新たな債務負担行為を制限する。

(2) 公営企業会計

下水道事業においては、事業の抑制とともに、使用料体系の改定を1年前倒しし平成21年度に統一するよう検討する。下水道特別会計は、旧団体毎に料金が異なっており、また一般会計からの基準外繰出を解消するため、平成20年度において料金の見直し作業に入る予定である。集落排水特別会計では、料金体系を現在の人員制から従量制に改定するとともに、加入世帯を増やし使用料収入の増加を図る。

また、両会計とも、計画的な修繕や食用油の流入防止を周知することにより突発的な大規模修繕の発生の抑止するなど、効率的な施設の管理運営に努め企業努力による収支好転を図る。

簡易水道事業については、平成19年度に簡易水道事業統合計画を策定したところであるが、28年度まで上水道との統合を目指す。また、23年度を目標に料金システムの統一を進め、事務事業の一元化により経常経費の削減に努める。

スキー場事業については、周辺観光施設と絡め、営業活動に力を入れ、誘客に努めるとともに、スキー場の整理統合も視野に入れ効率的な営業に努める。

今回策定した適正化計画に基づき、毎年度、実質公債費比率の検証を行い、翌年度以降の総合発展計画等のローリングを行う。また、新規事業はもちろんのこと、継続的に行われている事業にあっても、事業の検証を行い、事業計画の見直しや休止・廃止を含めて協議し調整する。

＜総合発展計画に基づきフルに起債する場合の実質公債費負担の将来推計＞

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

※推計パターンに応じて複数の推計を作成すること。左記の《推計X》に続けて、推計の前提条件を記入すること。前提条件は、

①新発債なしの場合、②〇〇総合計画に基づきフルに起債する場合、③新発債を抑制する場合(条件詳述)など (単位:千円)

《推計1》

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	7,645,639	8,133,470	8,456,646	8,307,314	8,553,154	8,714,422	8,630,190	8,796,594	8,727,683	8,365,140	8,119,171
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,924,338	1,877,478	1,900,442	2,052,529	2,212,963	2,299,428	2,373,414	2,453,168	2,531,321	2,576,531	2,542,293
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	174,639	206,654	321,767	320,331	349,547	344,938	318,052	306,090	306,090	306,090	306,090
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	720,812	668,300	567,095	298,806	253,907	199,214	164,370	141,970	124,797	115,982	103,920
⑦ 一時借入金の利子	5,251	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	4,390,635	4,724,576	4,964,304	5,023,114	5,239,800	5,439,541	5,464,257	5,610,345	5,623,855	5,315,584	5,156,117
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,383,185	1,411,476	1,462,381	1,520,196	1,546,486	1,567,427	1,646,143	1,722,831	1,800,794	1,872,324	1,816,154
⑩ 標準財政規模	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782

⑪ 実質公債費比率(単年度)	20.6%	21.2%	21.7%	20.1%	21.0%	21.1%	20.4%	20.5%	20.2%	19.5%	19.0%
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	15.9%	18.3%	19.7%	21.2%	21.0%	21.0%	20.7%	20.8%	20.7%	20.4%	20.1%

記載要領シートを参照してください。
各団体の計画添付する場合は、資料全体のバランスの中で、適宜、資料名「a-3～」を変更してください。

< 既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計 >

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

※推計パターンに応じて複数の推計を作成すること。左記の《推計X》に続けて、推計の前提条件を記入すること。前提条件は、

①新発債なしの場合、②〇〇総合計画に基づきフルに起債する場合、③新発債を抑制する場合(条件詳述)など (単位:千円)

《推計2》

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	7,645,639	8,133,470	8,456,646	8,168,047	8,235,319	8,192,313	7,495,143	6,897,877	6,290,496	5,506,498	4,875,257
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,924,338	1,877,478	1,900,442	2,022,734	2,142,245	2,197,201	2,236,317	2,268,853	2,281,873	2,257,833	2,177,009
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	174,639	206,654	321,767	320,331	349,547	344,938	318,052	306,090	306,090	306,090	306,090
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	720,812	668,300	567,095	298,806	253,907	199,214	164,370	141,970	124,797	115,982	103,920
⑦ 一時借入金の利子	5,251	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	4,390,635	4,724,576	4,964,304	4,934,918	5,032,225	5,148,067	4,787,396	4,465,410	4,206,852	3,666,193	3,556,207
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,383,185	1,411,476	1,462,381	1,500,495	1,507,339	1,511,618	1,553,894	1,597,802	1,625,300	1,650,733	1,601,211
⑩ 標準財政規模	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782

⑪ 実質公債費比率(単年度)	20.6%	21.2%	21.7%	19.7%	20.1%	19.5%	17.4%	15.8%	13.9%	12.3%	9.8%
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	15.9%	18.3%	19.7%	21.2%	20.9%	20.5%	19.8%	19.0%	17.6%	15.7%	14.0%

記載要領シートを参照してください。
各団体の計画添付する場合は、資料全体のバランスの中で、適宜、資料名「a-3～」を変更してください。

<平成20年度以降の起債予定額を制限した場合の実質公債費負担の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

※推計パターンに応じて複数の推計を作成すること。左記の《推計X》に続けて、推計の前提条件を記入すること。前提条件は、

①新発債なしの場合、②〇〇総合計画に基づきフルに起債する場合、③新発債を抑制する場合(条件詳述)など (単位:千円)

《推計3》

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	7,645,639	8,133,470	8,456,646	8,300,791	8,512,982	8,611,725	8,325,677	8,100,591	7,749,054	7,049,046	6,563,100
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,924,338	1,877,478	1,900,442	2,043,471	2,188,543	2,264,934	2,329,442	2,394,991	2,452,616	2,472,110	2,414,396
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	174,639	206,654	321,767	320,331	349,547	344,938	318,052	306,090	306,090	306,090	306,090
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	720,812	668,300	567,095	298,806	253,907	199,214	164,370	141,970	124,797	115,982	103,920
⑦ 一時借入金の利子	5,251	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	4,390,635	4,724,576	4,964,304	5,016,842	5,206,869	5,395,781	5,265,803	5,203,246	5,094,040	4,600,587	4,462,569
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,383,185	1,411,476	1,462,381	1,514,285	1,534,741	1,550,683	1,618,467	1,685,320	1,748,142	1,805,842	1,751,667
⑩ 標準財政規模	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782	28,613,782

⑪ 実質公債費比率(単年度)	20.6%	21.2%	21.7%	20.1%	20.9%	20.7%	19.6%	18.7%	17.4%	15.9%	14.2%
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	15.9%	18.3%	19.7%	21.2%	21.0%	20.9%	20.6%	20.4%	19.7%	18.6%	17.4%

記載要領シートを参照してください。
各団体の計画添付する場合は、資料全体のバランスの中で、適宜、資料名「a-3～」を変更してください。

補足資料

①普通会計の起債残高の推移 (千円)

	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
一般公共事業債	6,286,837	6,426,313	6,378,395	6,275,703	5,938,530
一般単独事業債	18,982,808	18,460,667	19,516,734	21,997,559	25,446,487
うち合併特例事業債	0	0	203,600	2,931,900	6,798,192
過疎対策事業債	18,053,083	17,752,640	17,839,243	17,696,705	16,667,175
臨時財政対策債	2,397,300	5,525,700	7,667,900	9,262,082	10,558,634
その他の起債	15,939,341	16,311,108	19,589,126	15,922,676	11,026,809
合計	61,659,369	64,476,428	71,194,998	74,086,625	76,435,827

②公債費に準ずる債務負担行為の推移(支出額) (千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
土地の購入	271,843	272,046	267,382	255,589	249,586
その他物件の購入	0	0		23,511	128,826
製造・工事の請負	56,232	53,760	69,066	132,476	174,188
利子補給等	57,280	56,854	55,170	63,006	27,725
その他	258,152	263,900	305,443	147,852	140,487
合計	643,507	646,560	697,061	622,434	720,812

③公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰出金の推移

(千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上水道	49,658	50,760	46,011	45,548
簡易水道(法適)		218	4,370	0
情報センター	0	0	0	0
下水道	873,698	832,138	877,747	936,868
集落排水	612,745	698,578	668,983	771,877
簡易水道	78,412	121,464	65,826	116,283
介護サービス	22,307	24,036	15,277	30,284
スキー場運営	17,549	16,288	21,807	20,854
休養宿泊施設	0	0	463	2,624
合計	1,654,369	1,743,482	1,700,484	1,924,338